

第 2 章

虐待の防止と早期発見・対応のための 児童委員（主任児童委員）の役割

虐待等の課題を抱える親子の発見と支援のために

- 児童委員は、虐待通告の「仲介役」とされています。
- 児童虐待等の問題に対して早期発見・早期対応をすすめるうえでどのようなことが必要かを考えましょう。
- また、虐待等の予防という観点から子育ての社会的支援の必要性について考えましょう。

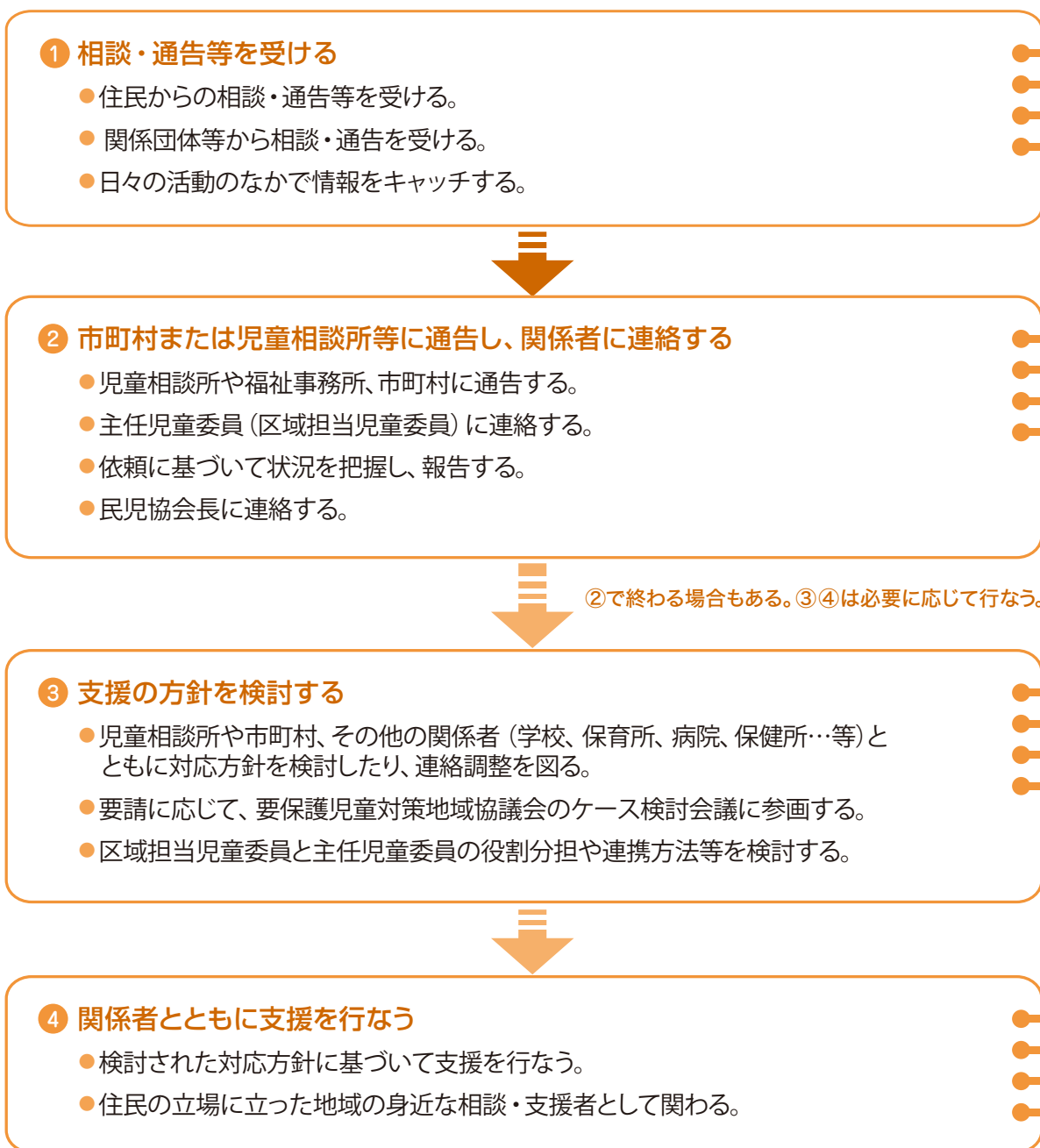
児童虐待の早期発見と相談・通告

- 児童委員、主任児童委員は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したり住民から相談を受けた場合は、速やかに市町村または児童相談所、福祉事務所へ連絡通報する役割を担っています。
- 以前は、児童虐待相談には児童相談所が中心となって対応していましたが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となり、現在では、市町村と児童相談所が二層構造で対応する仕組みとなっています。
- 「もし、虐待でなかったら…」と通告は慎重になりがちですが、子どもを守るためには虐待対応を行なう市町村や児童相談所に早期につなげることが必要です。相談・通告は子どもを守るだけでなく、子育てに悩む親の支援にもつながります。なお、あとで虐待の事実がないということがわかったとしても、そのことで責任を問われることはありません。
- また、虐待を繰り返す家庭は同時に複数の問題を抱えていることが多く、様々な機関が連携し、一体となって援助を行なう必要があります。そのためにも虐待の疑いがある場合には、できるだけ早く市町村や児童相談所に相談・通告することが大切です。

児童虐待等に対する対応

- 虐待等の早期発見が早期対応に結びつくためには、相談（通告）を受けてから対応までの流れを理解しておくことが重要です。
- 通告等の際の留意点については、第4章（23頁）をご覧ください。

■ 相談（通告）から支援までの対応の流れ（例示）



※通報・通告は、電話でも手紙でもできます。

また、市町村や児童相談所、福祉事務所では、通報・通告者について固く秘密を守ります。

※要保護児童対策地域協議会の調整機関は、支援が適正に実施されるよう児童相談所等との連絡調整を行ないます。



市町村の「虐待防止対策」を知る

- 児童の安全確認・安全確保の徹底、地域全体での全力を挙げた取り組みが求められています。市町村では、相談対応体制や要保護児童対策地域協議会の体制の強化等がすすめられています。
- また、虐待等の防止には、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、「養育支援訪問事業」等の推進が重要です。速やかな対応のために市町村における具体的な対策を把握しておきましょう。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）とは

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が、現在、ほぼすべての市町村に設置されています。要保護児童対策地域協議会は、関係機関の狭間で適切な支援が行なわれないといった事例の防止など、児童の適切な保護を目的としています。（第3章 17頁参照）
- 要保護児童対策地域協議会には、民生委員児童委員協議会が参画しています。

児童委員（主任児童委員）の役割と活動

- 児童委員、主任児童委員の役割と活動については、児童福祉法と「児童委員の活動要領」に定められています。

児童委員（主任児童委員）の役割

児童委員

児童委員は、子どもや妊産婦の生活や取り巻く環境の状況を適切に把握し、必要に応じて相談や援助を行ないます。また、関係機関と連携を図りながら児童健全育成のための地域活動にも取り組んでおり、地域において重要な役割を担っています。

主任児童委員

主任児童委員は、平成6（1994）年1月、児童福祉に関する取り組みを専門的に担当する児童委員として設置されました。

平成13（2001）年11月の児童福祉法の改正により主任児童委員制度が法定化され、関係機関や児童委員との連携とともに、児童委員活動への援助・協力も行なうこととなり、地域の子育て支援活動において重要な役割を担っています。

関係機関との連携のもとに

- 児童委員の活動は、「児童委員の活動要領」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示されている活動が基本です。（30頁参照）
ここでは、児童虐待への取り組みについて、確認しておきましょう。

児童虐待への取り組みとして、「児童委員の活動要領」では、以下の4点に取り組むことが必要としています。

1 発生予防の取り組み

子育てに関する相談に応じつつ、地域の子育て支援活動への参加・協力をしながら、子育て中の親等にこうした活動への参加を呼びかけ、関係機関と連携をはかりながら親等を支援することによって、虐待の発生を予防する。

2 早期発見・早期対応の取り組み

地域住民・関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見につとめ、発見した場合は、児童相談所、福祉事務所等へ速やかに通告し早期対応につとめる。

3 再発防止の取り組み

関係機関と連携し、児童相談所の一時保護所や児童養護施設などを子どもたちが退所した後、その家庭を地域で見守り、相談にのるなど、再発防止につとめる。

4 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）への参画

市町村において設置される要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）へ積極的に参画する。

※ネットワークの名称はここでは統一しました。

※「児童福祉法」第25条および「児童虐待の防止等に関する法律」第6条には、児童虐待の通告にあたり児童委員を介することも明記されています。

乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）

- 児童福祉法に位置付けられた事業で、子育ての孤立化を防ぐために、乳児がいるすべての家庭を、保健師、助産師、母子保健推進員、児童委員等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行なうとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行ない、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。
- 平成22年度は89.2%の市町村で実施。

養育支援訪問事業

- 養育支援が必要な家庭に対して、保健師、助産師、看護師、保育士等が訪問し、養育に関する相談に応じ、指導・助言等により育児、家事等養育能力を向上させるための支援を行ないます。
- 平成22年度は59.5%の市町村で実施。



民生委員児童委員協議会として取り組む

- 第1章に記したように、家族だけで子育てをすることは困難な状況といえます。母親の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭に対し様々な社会的支援が必要になっています。
- 子育て支援活動は、前述のとおり、児童虐待の「発生予防」と「早期発見と対応」ということから重要です。

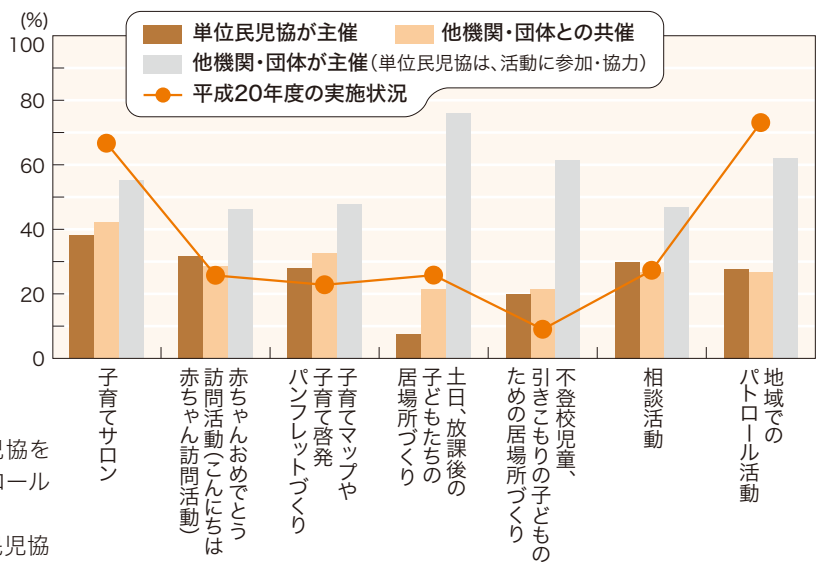
民児協における子育て支援活動等の取り組み状況

- 全民児連が7つの活動メニューについて単位民児協の実施状況を調査したところ(図6)、「地域でのパトロール活動」と「子育てサロン」の割合が高く、多くの活動で民児協の「主催」・「共催」があわせて半数以上でした。

※「実施状況」は、調査対象の単位民児協を100とした場合の割合(「地域でのパトロール活動」は73.1%が実施)。

※「実施主体」の割合は、実施している民児協を100とした場合の割合。

図6 子育て支援活動の実施状況と実施主体の割合(複数回答)

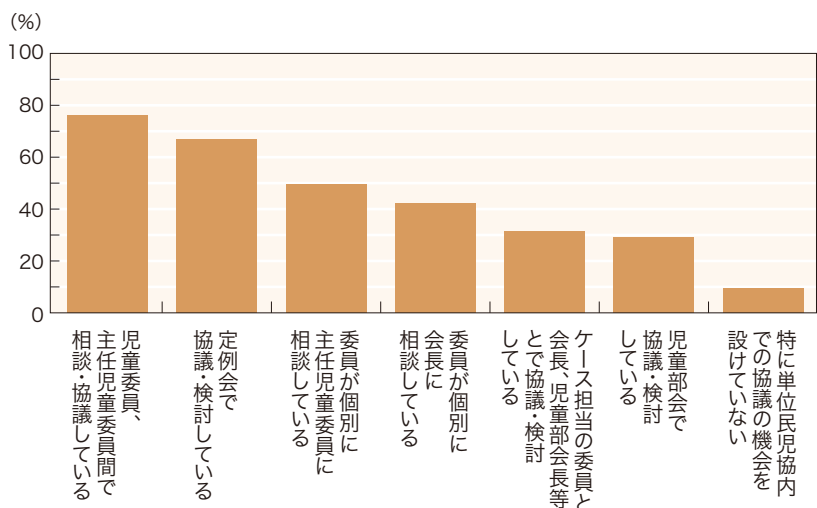


資料:「子育て支援、児童の健全育成に関する活動の実態把握調査」(全民児連・平成21年)

民児協における児童委員・主任児童委員の連携

- 課題を抱える親子への対応についても、民児協において相談・協議し、児童委員と主任児童委員が連携して支援活動に取り組むことが大切です。全民児連の調査(図7)から、一部に協議の機会を設けていないという回答もみられますが、多くの民児協では、多様な方法で相談・協議していることがわかります。

図7 課題を抱える親子などの課題についての対応協議方法(複数回答)



資料:「課題を抱える親子・家族への支援に関する連携・協働についての調査」(全民児連・平成21年)

行動宣言 児童委員（主任児童委員）版の推進

- 子育ては家族全体で担われることが望ましく、それを社会で支援することが子育て支援です。虐待の予防という点からも、親子が、親族や友人等からのサポートや、子育て支援施策の利用によって、地域社会で楽しく充実して子育てを行なえるようにすることが大切です。
- 全国民生委員児童委員連合会では、児童委員活動の推進をめざして全国児童委員活動強化推進方策を策定してきました。現在は、そうした推進体制等を継承しつつ、「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言 児童委員（主任児童委員）版を推進しています。
- ここでは、平成25年11月までを取り組み期間としている三つの重点課題を掲載します。

全国児童委員活動強化推進方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言 児童委員（主任児童委員）版 重点課題

① 地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進

子育て中の親にとって、身近に気軽に相談できる人がいることが大切です。児童委員（主任児童委員）が身近な相談者となることはもちろん、相談者を地域につくり出していくことも重要な活動です。これまで「第2次アクションプラン」により進めてきたように、親子と知り合う機会を、地域のなかに多様で柔軟な形でつくりだしていくことは、親子に地域での居場所を提供し、児童委員や活動の参加者、親子どうしが身近な相談者となる可能性を広げます。

これまでの取り組みが、孤立している親子にも届いているだろうかという視点で見直してみることも、新たな活動の発展となるでしょう。市町村の実施する「赤ちゃん訪問事業」等に積極的に協力するなど、一人でも多くの子どもと親に身近な存在となるための活動展開が求められています。

② 課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進

育児不安、児童虐待、不登校、非行といった課題を抱える親子を地域で支援していくために、同じ地域住民である児童委員（主任児童委員）には、その発見と支援へつなぐ役割が期待されています。そして、同じ地域に住む住民として、課題を抱える親子を見守り、時には相談にのり、支援することも求められています。

これまでの子育て支援活動を通して、地域の子ども・子育てに関する個別の課題が把握されることもあるでしょう。また、課題を抱える親子は、近隣住民とあまり交流がない場合や、地域の中で孤立している場合も少なくありません。そのため児童委員（主任児童委員）自らがこうした親子を発見するだけでなく、関係機関や地域住民を通してその存在を知ること多いでしょう。こうしたことから、児童委員（主任児童委員）が地域の関係機関や住民から相談される身近な存在になることが必要です。このためにも、日頃の子育て支援活動の実施にあたっては、住民にわかりやすく、地域の他機関とのつながりのなかで行われることが一層重要であるといえます。

③ 児童虐待の予防、早期発見と対応、および、子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進

児童虐待や犯罪被害等が子どもの成長・発達に与える影響は大きく、虐待の予防とともに、早期発見・早期対応が緊急の課題です。

児童虐待や犯罪被害等への対応は、専門性を必要とする一方、地域に潜在しがちな問題であることから、行政や専門機関等のみならず、住民である児童委員（主任児童委員）の果たす役割は大きく、いかに専門機関等に迅速・適切につなぐことができるかが重要です。

このためにも、民児協として、地域の他機関等との日頃の活動を通じた協働・連携の積極的な推進と、市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）への参画が今後一層重要となっています。これまでの活動を、親子が安心して安全に暮らせるまちづくりに発展させていく視点を持つことが求められています。

児童委員・主任児童委員に 期待すること

児童虐待対応は、予防、早期発見・対応、介入・支援、アフターケアの段階にわけることができます。

地域社会から孤立した子育ては、児童虐待発生の大きな要因のひとつです。親子がお互いに知り合う、そして親子が地域住民と知り合い、交わる機会の創出や協力については、多くの児童委員・主任児童委員、単位民生委員児童委員協議会が「わが町ならでは」の活動に取り組んでいるところです。児童虐待の予防、再発防止に大きな意義が認められます。

児童虐待は、それを許すことはできません。しかし、当事者を地域社会から排除してしまうこともできません。全国民生委員児童委員連合会では、児童虐待を含め、「問題」ではなく、「課題」という用語を使用しています。これは、「課題」を解決することでの「成長」を期待し、「問題」という言葉が持つ否定的感情を地域住民や児童委員・主任児童委員がぬぐい去ることを意図しています。

児童虐待は発見が早期になされれば、子どもの成長発達も早期に回復できる可能性が高まります。また、発見は「つなぐ」ことに連動させる必要があります。社会的支援の利用への躊躇や拒否をふまえて、他機関との連携を前提に支援の利用に結びつけ、利用を継続する働きかけを行なうことも児童委員、主任児童委員の大きな役割です。それでも、支援に結びつかない場合には、児童相談所を中心とした介入がなされます。児童虐待対応では、児童委員、主任児童委員は、個別の家族への支援について、見守りや寄り添う立場からの日常的支援を依頼される場合があります。児童委員、主任児童委員も支援者側が構築するネットワークの一員として、共通の援助方針のもとに活動していく必要があります。

全国民生委員児童委員連合会では、平成22年9月に改定した全国児童委員活動強化推進方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言 児童委員(主任児童委員)版で三つの重点課題(13頁参照)をあげています。児童虐待対応という観点からも、この内容は重要です。再度、確認されることを望みます。

数年前、「無縁社会」という言葉が広く使われました。「無縁社会」、すなわち、人と人との結びつきの喪失や希薄化は、「無援社会」、つまり他者からの支援が受けられない状況でもあります。東日本大震災を期に「絆」が強調されたことも、人と人との結びつきの重要性が改めて確認された表れだともいえるでしょう。人と人との結びつきを大切にしていこうと活動する民生委員・児童委員、主任児童委員の存在と活動には大きな社会的期待が寄せられています。

(松原康雄 明治学院大学副学長・教授)